

老舗旅館が開発した地元特産品を用いたお弁当のネーミングを商標権で保護  
～名物化を目指す～

## 会社概要

### 株式会社荻原館（千曲市）

当社は、善光寺詣りの精進落としの湯としても名高い、長野県屈指の名湯戸倉上山田温泉にある老舗旅館「荻原館」を運営しています。自然豊かなこの場所で、大切な方のお時間をごゆっくりとお過ごしいただけますよう、真心込めたおもてなしでお客様をお迎えしています。

## きっかけ

相談者は、荻原館の女将。この地域の名産品である杏（あんず）を用いた稲荷ずし「あんずいなり」を考案し販売していたところ、これが評判となり旅館の名物商品となっていました。

杏を用いていることや、他の稲荷ずしとの差別化を図る上でも「あんずいなり」を商標登録し、地域の活性化にも貢献したいとのことから相談に至りました。



## 支援内容・ポイント

「あんずいなり」は文字どおりあんずを用いた稲荷ずしであり、識別力の点で商標登録の要件を満たさない可能性があると考えられました。当支援窓口で開催される相談会において相談した専門家の意見も同様でした。

そこで、相談者と共に、この種の商材で登録になっている商標を J-PlatPat を用いて調査したところ、某有名メーカーのインスタント食品で「社名＋識別力のない商品名」が数多く登録されていることから、社名でもある「荻原館」＋「の」、「あんずいなり」で出願することとしました。

指定商品については、商標中に「あんず」が含まれていることから品質誤認（商標法第4条法1項法16号）の判断がされることを回避すべく、「あんずを用いたいなりずし」とし、出願書類の記載等についてご支援しました。

また、出願時点で既に包装にこの商標を記載していることから、早期審査の対象となると考えられたため、早期審査に関する事情説明書の記載方法についてご支援し、出願と同時に提出しました。

また、登録査定後の登録料納付手続等についてもご支援しました。

## 成果

出願前に十分調査を行ったため問題なく登録査定を受けることができました。また、早期審査の対象となり、早期に権利取得することができました。

商標登録により安心してこの商標を使用することができます。また、旅館名（社名）と商品名の結合商標であることから、商品名だけでなく旅館の知名度アップにつながると期待されます。